

西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり事業

CIM 活用及び社会実験業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり事業（街なみ環境整備計画）の推進にあたり、地域住民とまちづくり協議会及び三原市とで、にぎわいのある街道への再生のための道路の在り方を検討し、実空間で試行することで、得られる課題や意見を基に CIM を活用した基本設計を行う。そのため、公募型プロポーザルにより広く企画提案を募集し、優れた企画力と業務遂行能力を有する事業者を特定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり事業 CIM 活用及び社会実験業務委託

(2) 業務場所

三原市本町一丁目外

(3) 業務内容

「西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり事業 CIM 活用及び社会実験業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(5) 予算額

予算額の上限は 33,100 千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 選定方式及び契約方法

本業務は、性質及び目的が価格のみによる競争入札に適していないため、事業の概形を示し、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く募集し、プレゼンテーション及びヒアリングを行なって提案内容を評価するプロポーザル方式によって優先契約候補者を特定する。また、特定された者の企画提案内容に応じて仕様書について協議を行い、協議が整った時点で随意契約を締結する。

4 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次の(1)又は(2)に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業の場合

ア 公募開始の日において、令和 3・4 年度三原市測量・建設コンサルタント等業務委託競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ウ 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても，建築業者等指名除外要綱（平成 17 年三原市要綱第 204 号）の規定に基づく指名除外を受けていない者であること。
 - エ 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても，会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申し立て，又は，民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
 - オ 公募開始の日から契約締結日までのいずれの日においても，市税等を滞納していない者であること。
 - カ 平成 24 年 4 月 1 日以降に国及び地方公共団体等から同種業務を受託し，業務完了の実績を有する者であること。同種業務とは次に該当するものをいう。
 - （ア） 交通規制を伴う社会実験業務
 - （イ） C I M 活用業務
 - キ 管理技術者及び照査技術者は，技術士（建設部門）または R C C M のいずれかの資格を有すること。
 - ク 共同事業体の構成員として又は他の単体企業若しくは共同事業体の協力企業として，今回のプロポーザルに参加していないこと。
- (2) 共同事業体の場合
- ア 共同事業体で今回のプロポーザルに参加しようとする場合の構成員の数は 2 者であること。
 - イ 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は，共同事業体において中心的役割を担う履行能力を持ち，法人格を有していること。
 - ウ 構成員の全てが，(1)ア～オに掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - エ 共同事業体が，(1)カ及びキに掲げる条件を満たす者であること。
 - オ 構成員が，単体企業又は他の共同事業体の構成員若しくは協力事業者として今回のプロポーザルに参加していないこと。
 - カ 参加表明書の提出までに共同事業体を組織し，契約締結時にその協定書を提出すること。

5 スケジュール

公募開始（実施要領書，仕様書等の公表）	令和 4 年 4 月 1 日（金）
質問書の提出期限	令和 4 年 4 月 6 日（水）17 時まで
上記質問への回答	令和 4 年 4 月 11 日（月） 市ホームページに掲載します
参加表明書等の提出期限	令和 4 年 4 月 15 日（金）17 時まで

一次審査結果通知，企画提案書提出要請	令和4年4月25日（月）
企画提案書等の提出期限	令和4年5月18日（水）17時まで
二次審査（ヒアリング）実施日	令和4年5月25日（水）を予定
二次審査特定結果通知	令和4年5月下旬を予定
契約の締結・業務開始日	令和4年6月上旬を予定

6 質問書及び回答

当プロポーザルの実施に関し不明な点がある場合は，次の方法により質問を受け付ける。
質問は，参加表明書，企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容に関するものに限り受け付けるものとする。

(1) 提出期限

令和4年4月6日（水）17時00分まで【必着】

(2) 提出先

「14 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

(3) 提出方法

質問書（様式第1号）に質問事項を箇条書きで記載し，電子メールにより，件名を「西国街道プロポーザル質問書（会社名）」とし，送信すること。なお，受信確認のため，提出した際は，電話でその旨を担当者まで連絡すること。

(4) 回答方法

全質問に対する回答を一括して，令和4年4月11日（月）（予定）までに，三原市ホームページに掲載する。

7 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和4年4月15日（金）17時00分まで【必着】

(2) 提出先

「14 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（ただし，郵送の場合は一般書留又は簡易書留郵便に限る。）

(4) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2-1号 又は 様式第2-2号）

イ 使用印鑑届兼委任状（様式第3号）

※共同事業体のみ提出すること

ウ 会社概要書（様式第4号）

エ 共同事業体構成図（様式第5号）

※共同事業体のみ提出すること

- オ 同種業務受託実績書（様式第 6 号）
 - カ 業務実施体制書（様式第 7 号）
※保有資格証の写しを添付すること
 - キ 予定技術者調書（様式第 8 号）
※管理・主担当技術者 1 人につき 1 枚作成すること
- (5) 提出部数
各 1 部

8 参加資格審査及び一次審査

参加表明書等の提出後、次の(1)及び(2)の審査を行い、審査及び選定結果を令和 4 年 4 月 25 日(月)までに参加者全員に書面で通知する。

- (1) 参加資格審査
提出書類について、「4 参加資格」に示した要件について審査を行う。
- (2) 一次審査
参加資格審査とあわせて書面による一次審査を行う。一次審査は、別表審査基準のうち「審査基準 I」の各項目を基準に行う。

9 企画提案書等の提出

参加資格審査及び一次審査で選定されたと通知された者は、企画提案書を提出すること。なお、審査により要件を満たさない者又は選定されなかった者の企画提案書は受け付けない。

- (1) 提出期限
令和 4 年 5 月 18 日（水）17 時 00 分まで【必着】
- (2) 提出先
「14 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。
- (3) 提出方法
 - ア 企画提案書（副本のみ）
紙面又は電子データによる持参又は郵送
・郵送の場合は一般書留又は簡易書留郵便にすること。
 - イ 企画提案書（正本）及び見積書
紙面による持参又は郵送
・郵送の場合は一般書留又は簡易書留郵便に限る。
- (4) 提出書類
 - ア 企画提案書
・ 1 者につき 1 案とする。

- ・別表「審査基準Ⅱ」の各提案を網羅する内容で、全体を構成すること。
- ・書類のボリュームは評価の対象とならないので、読みやすさに留意すること。
- ・用紙は J I S A 4 または A 3 (A 4 に折る) サイズとすること。
- ・ページ番号を各ページに印字すること。
- ・紙面により提出するときは、左肩 1 箇所をホッチキス留とすること。

イ 見積書

- ・様式は任意とするが、合計金額（消費税及び地方消費税を含む）、内訳書及び代価表等を添付すること。

(5) 提出部数

ア 企画提案書

正本 1 部, 副本 10 部

- ・正本は事業者名を記載のうえ、押印すること。
- ・副本は審査に用いるため事業者名の記載及び押印は行わないこと。また、提出者を特定できる名称や商号、ロゴマーク等は一切記載しないこと。
- ・副本を電子データで提出する場合は、副本の提出部数は 1 部とする。

イ 見積書

1 部

10 二次審査

提出された企画提案書の確認及び審査のため、市職員で構成された選定委員会により、予定管理技術者を対象としたヒアリングを実施する。

(1) 実施日

令和 2 年 5 月 25 日 (水) 予定

※時間及び場所は、別途通知する。

(2) 実施時間

1 者につき 30 分間 (説明 15 分, 質疑 15 分) 予定

(3) 出席者

3 名まで (予定管理技術者は原則, 出席すること)

(4) 留意事項

- ・説明は事前に提出された企画提案書を基に行うこと。
- ・当日の書類の差し替え、追加資料は認めない。
- ・パソコン、プロジェクター、その他機材は持ち込み可能とし、投影スクリーンは市が用意する。
- ・審査の公平性、透明性を確保するため、二次審査時も社名等が認識できないように十分留意すること。

(5) 審査及び特定

選定委員会において、別表「審査基準Ⅱ」に基づき採点し、「審査基準Ⅰ」と「審査基準Ⅱ」の合計点が最も高かった提案者を優先契約交渉事業者とする。なお、すべての提案者が最低水準点に満たなかった場合、候補者を特定しない場合がある。

(6) 結果通知

審査結果については、二次審査へ出席したすべての提案者に書面で通知する。

(7) ヒアリングの中止

新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中対策等の状況により、ヒアリングを中止することがある。その場合、WEB 会議サービス等を利用したヒアリングの方法により審査することとし、別途通知する。

11 契約

市と優先契約交渉事業者で、企画提案書の内容及び市の意向について仕様書等の協議調整を行ったうえで、予算額の範囲内で本業務の随意契約を締結する。また、契約締結後、次の契約結果等を三原市ホームページへ掲載する。

- (1) 契約の相手方
- (2) 契約金額
- (3) 契約期間
- (4) 提案者名及び評価結果
- (5) 議事録

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たしていない場合、又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に不備、錯誤があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (4) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた時
- (5) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 予算額の上限額を超えた見積書を提出した場合
- (7) 各選定委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

13 その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出後の書類の差し替え及び追加、修正等は認めない。ただし選定委員会から要請の

あったものについてはこの限りではない。

- (4) 提出された企画提案書等の著作権は、原則として各提出者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、三原市に帰属する。
 - (5) 提出書類については、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 18 条第 3 項第 3 号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 12 号）に基づく開示が実施されることがある。
 - (6) 本プロポーザルに関して参加事業者が 1 者の場合であっても、受付審査を実施する。
 - (7) 優先契約交渉事業者との協議が整わない場合、又は、失格となった場合は、次点者と協議を行うものとする。
 - (8) 参加表明書又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、代表者名・押印による任意様式の書面で申し出ること。
 - (9) 三原市ホームページ上に掲載している資料のほか、企画提案書の作成にあたり必要な場合は、次の資料を希望する事業者に対して電子データで提供する。
資料提供を希望する場合は、事業者名、担当者名、連絡先（Eメールアドレス）を、「14 書類提出及び問い合わせ先」まで電子メールで提出すること。なお、当該資料は、本業務の企画提案のために提供するものであり、他の目的に使用せず、電子データ（複製したものを含む）・印刷した資料は、企画提案終了後、適切に処分すること。
- ア 三原市中心市街地活性化基本計画（平成 27 年 12 月認定・令和元年 9 月変更）
- イ 私たちの提案（令和 2 年 1 月策定）
- ウ 本町西国街道地区まちなみづくり基本方針（令和 2 年 3 月策定）
- エ 西国街道・本町地区まちなみづくりガイドライン（令和 3 年 8 月策定）
- オ 西国街道・本町地区街なみ環境整備方針（令和 4 年 3 月策定）
- カ 西国街道・本町地区街なみ環境整備事業計画（令和 4 年 3 月策定）
- キ 街路事業本町古浜線平面図

14 書類提出及び問い合わせ先

三原市 都市部 都市開発課 担当：柳光

住所：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号（本庁舎 5 階）

電話：0848-67-6113（直通） Fax：0848-64-6057

Eメール：toshikaihatsu@city.mihara.hiroshima.jp

別表 審査基準

項目		審査基準	点数
(実施体制) 審査基準Ⅰ	企業の実施体制等 (様式第6, 7号)	同種業務の実績及び実施体制	10点
	配置予定技術者の 業務実績等 (様式第7, 8号)	管理技術者の業務実績, 保有資格, 常駐場所, 手持ち業務量	10点
		主担当技術者の業務実績, 保有資格, 常駐場所, 手持ち業務量	10点
審査基準Ⅱ (提案内容)	業務理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の実情と事業経過を踏まえているか。 ・業務の趣旨・目的・内容の理解度が高く, 的確な提案がされているか。 	10点
	実施手順	工程計画及び実施フローの内容は, 具体的かつ履行期間内に実現可能となっているか。	5点
	独自提案	仕様書記載の業務内容について, 独自の提案や追加の提案がなされているか。	5点
	CIMモデルの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・提案するCIMモデルは, 住民が容易に現地の箇所を特定し, 公共空間の変化をイメージしやすいか。 ・提案するCIMモデルの活用方法について, 業務遂行にあたり有益な手段であると判断した理由・根拠はあるか。(理論, 過去の事例等) 	10点
	ワークショップの企画・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの企画内容は, これまでの事業経過や本町通りの将来像を踏まえた企画ができているか。 ・ワークショップの企画は, 住民が合意形成をしやすい内容及び過程となっているか。 ・提案するワークショップの企画について, 業務遂行にあたり有益な手段であると判断した理由・根拠はあるか。(理論, 過去の事例等) 	15点
	社会実験・交通実態調査の計画・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいのある街道の再生へ繋がる社会実験となっているか。 ・社会実験及び交通実態調査について, 調査の手法は具体的かつ効果的で安全対策が十分か。 ・実験内容検証のための調査は, 今後の合意形成や道路計画に役立つ内容か。 ・提案する社会実験及び交通実態調査の内容について, 業務遂行にあたり有益な手段であると判断した理由・根拠はあるか。(理論, 過去の事例等) 	10点
	プレゼンテーション手法	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションが分かりやすく, 説得力があるか。 ・質疑への応答は適切であるか。 ・業務に対する取組意欲が高く, 熱意が感じられるか。 	8点
	業務価格	価格評価＝配点×最低見積価格÷提案者の見積価格	7点
合 計			100点

※最低水準点は60点とする。